

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 19日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第16号

佐用町移住支援事業費補助金交付要綱の全部を改正する要綱

佐用町移住支援事業費補助金交付要綱の全部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8年 3月 19日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町移住支援事業費補助金交付要綱の全部を改正する要綱

佐用町移住支援事業費補助金交付要綱（令和6年佐用町要綱第36号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、佐用町内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、兵庫県と協働して行うひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から佐用町に移住した者が、移住支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において補助金を交付することについて、兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付金額）

第2条 補助金の金額は2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の世帯の申請の場合にあつては60万円とし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

2 補助金の交付回数は、1世帯につき1回限りとする。

（対象者要件）

第3条 この要綱による補助金の対象となる者は、申請時において、第1号の要件を満たし、かつ第2号、第3号、第4号又は第5号のいずれかの要件に該当し、2人以上の世帯の申請をする場合にあつては第6号の要件を満たす者とする。

（1）移住等に関し、次に掲げるア、イ及びウの全ての要件を満たすこと。

ア 移住元に関し、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（ア）住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定地区を含む市町村（政令指定都市を除く。）並びに平成22年国勢調査から令和2年国勢調査までの人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

（イ）住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができ、かつ東

京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学の期間も修業年限を上限（高等専門学校は2年を上限）として対象の期間に含めることができる。

- イ 移住先に関し、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - (ア) 令和4年4月1日以降に佐用町に転入したこと。
 - (イ) 補助金の申請時において、転入後1年以内であること。なお国の交付決定前であったことにより、転入後1年以内に申請を行うことができなかった場合には、国の交付決定日から当該年度の4月1日から転入後1年となる日までの日数、申請受け付けを可能とする。
 - (ウ) 佐用町に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ウ その他次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - (ア) 移住前の市町村（東京23区を含む。）において納付すべき税を滞納していないこと。
 - (イ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (ウ) 日本人である、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (エ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として補助金を受給していないこと。ただし、補助金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、兵庫県及び佐用町が認める場合を除く。
 - (オ) その他兵庫県又は佐用町が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関し、次に掲げる場合のいずれかを満たすこと。
 - ア 一般の場合 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - (ア) 勤務地が兵庫県内に所在すること。
 - (イ) 就業先が、兵庫県が補助金の対象としてマッチングサイト（兵庫県が開設し、及び運営しているものをいう。以下同じ。）に掲載している求人であること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに(イ)の求人が補助金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) (エ)の就業先に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - イ 専門人材（内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業

又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者をいう。)の場合 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 勤務地が兵庫県内に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関し、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 地域未来交付金(デジタル実装型)又はこの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 関係人口に関し、次に掲げるア及びイに該当し、かつ、ウ又はエかつ、オに該当すること。

ア 本町への転入時に45歳未満の者

イ 学生でない者

ウ 移住相談、移住関連事業に参加したことがある者

エ 佐用町へふるさと納税をした経験がある者

オ 農林水産業に就業する者

(5) 起業に関し、1年以内に兵庫県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関し、次に掲げる要件の全てを満たすこと(2人以上の世帯の申請する場合に限る。)

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和4年4月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等、反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 補助金の申請者は、佐用町移住支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)、佐用町移住支援事業費補助金の交付申請に関する誓約書(様式第2号)及

び本人確認書類に加え、前条第1号の要件を満たし、かつ前条第2号、前条第3号、前条第4号又は前条第5号の要件に該当し、2人以上の世帯の申請をする場合にあっては前条第6号の要件を満たすことを証する書類のほか、必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、各年度の申請の受付期間は、4月1日から2月末日までとする。

2 前項の申請をするときは、前条第2号に該当する者は、移住先の就業先の就業証明書（様式第3号）を、同条第3号に該当する者は、就業証明書（テレワーク）（様式第4号）を提出しなければならない。

（交付の可否の通知）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を速やかに佐用町移住支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知する。

（補助金の交付及び請求）

第6条 前条に規定する審査により補助金の交付決定を行った者に対しては、その者の申請から3か月以内に補助金の交付を行う。

2 前条の規定に基づき補助金の交付の決定通知を受けた者は、速やかに佐用町移住支援事業費補助金交付請求書（様式第6号）を町長へ提出しなければならない。

（報告及び立入調査）

第7条 兵庫県及び佐用町は、兵庫県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、兵庫県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の区分に応じて当該各号に掲げる要件に該当する場合、補助金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして兵庫県及び佐用町が認めた場合はこの限りではなく、第1号イ又は第2号に該当する場合において、補助金を受給した佐用町から兵庫県内の他の事業実施市町へ転出した場合又は西宮市北部地域（西宮市支所設置条例における塩瀬支所及び山口支所の所管区域）に転居する場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

(1) 全額の返還 次のいずれかに該当する場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 補助金の申請日から3年未満で佐用町から転出した場合

ウ 第3条第2号により補助金を受けた場合にあっては、申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合

エ 県実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還補助金の申請日から3年以上5年以内に佐用町から転出した場合

2 町長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を佐用町移住支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて佐用町移住支援事業費補助金返還命令書(様式第8号)によりその返還を命じるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、兵庫県と佐用町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

佐用町長 様

佐用町移住支援事業費補助金交付申請書

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

佐用町移住支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 移住支援金の種類（該当する欄に○をつけてください。）
() 就業 () テレワーク () 起業 () 関係人口
- 3 確認事項（該当する欄に○を付けてください。）
 - () 申請日から5年以上継続して佐用町に居住し、かつ就業又は起業する意思がある。
 - () 申請者を含む世帯全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者に該当しない。
 - () 就業先の企業等の代表者又は取締役等は、3親等以内の親族に該当しない（就業の場合）。
 - () この補助金の交付のため、必要な住基情報等を町職員が閲覧することに同意する。
 - () この事業により得た個人情報を、兵庫県及び兵庫県内の各市町において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況報告等のため提供し、又は確認することに同意する。

4 添付書類

【全ての方】

- ・写真付き身分証明書（提示により本人確認ができる書類）
- ・移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
- ・移住支援金の振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し（振込口座の情報が確認できるもの）

【東京23区への通勤者であった方】

- ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）

- ・雇用保険被保険者証の写し等（雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

【東京 23 区に通勤していた法人経営者であった方】

- ・履歴事項全部証明書等（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）
- ・（上記提出不可の場合）業務委託契約書、法人設立届出書の控え、法人税の納税証明書等（必要に応じて複数年度分）
- ・登記事項証明書等（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）

【東京 23 区に通勤していた個人事業主であった方】

- ・開業届の写し等（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）
- ・（上記提出不可の場合）業務委託契約書、納税証明書等（必要に応じて複数年度分）

【東京 23 区内の大学等に通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者であった方】

- ・卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
- ・東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書（移住元での在勤地、在勤期間が確認できる書類）
- ・雇用保険被保険者証の写し等（雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

【世帯向けの金額を申請する場合】

- ・住民票の除票の写し（申請者を含む 2 人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

【移住支援事業費補助金（就業）の場合】

- ・就業先企業等の就業証明書（移住後に証明された、応募日や雇用形態等を確認できる書類）

【移住支援事業費補助金（テレワーク）の場合】

●企業に雇用されている方

- ・就業先企業等の就業証明書（移住後に証明された、自己の意思等を確認できる書類）

●法人経営者

- ・所属先企業等の就業証明書（移住後に証明された書類）
- ・履歴事項全部証明書

●個人事業主

- ・就業証明書、就業時間の証明書（移住後に本人が証明した書類）
- ・業務委託契約書等（移住後に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）
- ・開業届の写し又は確定申告書の写し
- ・申請前 3 か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（売上台帳の該当部分、通常の入金記録及び請求書の写し、確定申告書の写し※等）

※ 確定申告に必要となる帳簿や売上記録などの写しを含む。

（例）総勘定元帳、売上台帳、収支内訳書、請求書や領収書の写しなど、売上や収支の状況が確認できる書類。

【移住支援事業費補助金（関係人口）の場合】

- ・就業先企業等の就業証明書（移住後に証明された、就業していることが確認できる書類）

【移住支援事業費補助金（起業）の場合】

- ・起業家支援事業（社会的事業種）交付決定通知書の写し

様式第2号（第4条関係）

佐用町移住支援事業費補助金の交付申請に関する誓約書

佐用町移住支援事業費補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

- 1 佐用町移住支援事業費補助金に関する報告及び立入調査について、佐用町から求められた場合は、それに応じます。
- 2 佐用町移住支援事業費補助金交付要綱第9条に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を返還します。

全額の場合

- (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが明らかになった場合
- (2) 補助金の申請日から3年未満で佐用町以外へ転出した場合
- (3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさず職を辞した場合
- (4) 佐用町移住支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定が取り消された場合
- (5) 兵庫県が実施する起業家支援事業（社会的事業枠）の交付決定が取り消された場合

半額の場合

- (1) 補助金の申請日から3年以上5年以内に佐用町以外へ転出した場合

ただし、全額の場合（2）及び半額の場合（1）について、佐用町から移住支援事業を実施する兵庫県内の市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

補助金の申請日から5年を経過する日までの間、申請日から1年ごとに就業証明書を佐用町に提出します。また、佐用町が直接、就業先である企業等に就業証明書の交付を求めるときは、これに同意します。

年 月 日

佐用町長 様

署 名 _____

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

就 業 証 明 書

佐用町長 様

所在地
 事業者名
 代表者名
 電話番号
 担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所	
勤 務 先 所 在 地	
上記勤務先所在地 で勤務した期間	年 月 日～ 年 月 日（又は現在に至る）
雇 用 保 険 適用事業所番号	
勤 務 先 電 話 番 号	
求 人 管 理 番 号	※マッチングサイトへの求人登録の際に発行された番号をご記入ください。
勤務者からの応募 受付年月日	
就 業 年 月 日	
雇 用 形 態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない （※マッチングサイト掲載求人の場合）
※プロフェッショナル人 材事業又は先導的人材マ ッチング事業を利用して いる場合のみ	目標達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

※移住支援に関する補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続に関する事務のため、
 勤務者の勤務状況などの情報を、佐用町の求めに応じて提供することについて、勤務者本人の
 同意を得ています。

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

就 業 証 明 書（ テ レ ワ ー ク ）

佐用町長 様

所 在 地

事業者名

代表者名

電話番号

担 当 者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所 （ 移 住 前 ）	
勤 務 者 住 所 （ 移 住 後 ）	
勤務先部署の所在地	
上記勤務先部署の所 在地で勤務した期間	年 月 日～現在に至る
勤務先電話番号	
移 住 の 意 思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む）ではない
雇 用 形 態	週20時間以上のテレワーク従事
交 付 金 に よ る 資 金 提 供	勤務者に地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業による資金提供をしていない

※移住支援に関する補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐用町の求めに応じて提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援事業費補助金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援事業費補助金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取り扱金融機関への申込みが必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援事業費補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード (求人管理番号または【起業】管理コード等)	
--------------------------------	--

年 月 日

佐用町長 様

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____ ㊟
 電 話 _____

佐用町移住支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった佐用町移住支援事業費補助金について、佐用町移住支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込指定口座

金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・農協						金融機関 コード				
店 舗 名	本 店 支 店 出張所						店舗コード				
口座番号							口座種類	普通・当座 その他（ ）			
フリガナ											
口座名義人											

※注意事項

- ・請求金額を訂正した場合は無効となります。
- ・口座名義人は、申請者と同一人物にしてください。

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

佐用町長

佐用町移住支援事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した佐用町移住支援事業費補助金について、交付決定の全部又は一部を取り消したので、佐用町移住支援事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

交付決定取消の理由

様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

佐用町長

佐用町移住支援事業費補助金返還命令書

佐用町移住支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により 年 月 日付け 第 号で交付決定し、 年 月 日交付した補助金について、下記のとおり返還を命じます。

記

返還金等

返還を命じる補助金	円
返 還 期 限	年 月 日